

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

1. 重大事故等情報＝5 件（2 月 2 1 日～2 月 2 7 日分）

- (1) 乗合バスの衝突事故
- (2) 法人タクシーの衝突事故
- (3) 法人タクシーの衝突事故
- (4) 法人タクシーの横転事故
- (5) 大型タンク車の転落、積載物漏洩事故

2. トピック

- (1) 「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」の動画を公開します！  
(配信日：R7. 2. 21)
- (2) 近畿運輸局第 16 回自動車事故防止セミナーの様様を youtube で公開しました。【近畿運輸局発】  
(配信日：R7. 1. 31)
- (3) 物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について  
～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～  
(配信日：R6. 12. 27)
- (4) バスの安全運行の徹底について  
(配信日：R6. 12. 13)
- (5) フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。  
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～  
(配信日：R6. 11. 15)
- (6) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。  
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～  
(配信日：R6. 11. 1)
- (7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！  
(配信日：R6. 10. 4)





「アルコール依存症が背景にある飲酒運転～介入・回復への支援と社会全体での安全対策」が開催されました。

元トラックドライバーの方をはじめ、関係者の生の声下記 URL 先に掲載されておりますので、ぜひご覧ください。

アーカイブ動画にてオンラインシンポジウムの様子を視聴することも可能です！

[https://izonsho.mhlw.go.jp/241115\\_event\\_report.html](https://izonsho.mhlw.go.jp/241115_event_report.html)

---

- (2) 近畿運輸局第 16 回自動車事故防止セミナーの様子を youtube で公開しました。【近畿運輸局発】  
(配信日：R7. 1. 31)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、自動車事故防止セミナーを開催しており、本年度におきましても、第 16 回目となりますセミナーを開催いたしました。

その模様につきまして、下記のアドレス（近畿運輸局 youtube)にて動画をアップしておりますので、是非ご覧いただき、今後の事故防止対策の参考にいただければ幸いです。

- ・近畿運輸局 youtube 「第 16 回自動車事故防止セミナー」アドレス  
第 16 回自動車事故防止セミナー ～事業用自動車安全運行を続けるために～  
<https://www.youtube.com/watch?v=46YVva0FMOM>
- 

- (3) 物流・自動車局での大雪時の大型車立ち往生防止対策について  
～今冬の立ち往生の発生を抑止するために～  
(配信日：R6. 12. 27)

物流・自動車局では、令和 2 年 12 月以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことで、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、今冬も、①車両対策（冬用タイヤの装着やチェーンの携行・装着の徹底）、②運送事業者対策（輸送の安全を確保するために必要な措置の実施、運輸局による指導・監査）、③荷主対策（荷主への周知体制の確立）を 3 つの柱とする大雪時の立ち往生防止対策を実施しています。

運送事業者や自動車使用者の皆様におかれましては、改めて下記注意点をご確認の上で、冬期の走行に万全を期して頂きますようよろしくお願いいたします。

① 車両対策：自動車ユーザーの皆様へ

- ・積雪・凍結路では、必ず適切な冬用タイヤの装着をお願いします。
- ・また、運行前に冬用タイヤの溝深さが新品時の50%以上残っていることを、「プラットホーム」で確認をお願いします。
- ・チェーンの携行、立ち往生する前の早めの装着をお願いします。

② 運送事業者対策：トラック・バス運送事業者の皆様へ

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検※の実施項目「6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況」について、重点的に確認をお願いします。
- ・運送事業者は、大雪時等輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、運行の中止等の指示、冬用タイヤの溝の深さ、滑り止めの措置が講じられていることの確認等、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じることが必要です。
- ・雪道において、悪質な立ち往生事例が発生した場合は、監査で事実関係を確認した上で、講じた措置が不十分と判断されれば行政処分の対象となります。

※ [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html)

③ 荷主対策：荷主の皆様へ

- ・大雪などの異常気象による突発的な事象により、運送経路の変更や運送の中止などの必要が生じ、その原因となった事象がやむを得ないと認められる場合には、運送経路の変更等を認めるよう、ご協力をお願いします。
- ・大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、配送拠点に留置する在庫の積み増しや、予定されていた配送時間の前倒し、運送可能域内での物資の融通を行うことにより、トラック事業者への不要不急の運送依頼を控えていただきますよう、ご協力をお願いします。

(その他) 気象情報の活用

- ・気象庁 HP の「今後の雪」も活用のうえで、事前に天気予報をご確認ください。

<https://www.jma.go.jp/bosai/snow/>

【国土交通省プレスリリース】

#### (4) バスの安全運行の徹底について

(配信日 : R6. 12. 13)

国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、(公社)日本バス協会会長及び一般社団法人公営交通事業協会会長あてに、通達を发出了したので、お知らせします。

令和6年12月9日(月)午前9時43分頃、岡山県真庭市の市道において、乗客43名、運転者1名及び添乗員1名を乗せた貸切バスが、雪道でスリップし道路左側の路外に逸脱し横転したことにより、乗客2名が重傷、9名が軽傷となる事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、当該事故は、運行経路であった高速道路が通行止めとなり、運転者は、運行管理者の指示を受けことなく自らの判断で運行経路を変更したことに加え、道を間違えたことで積雪がある狭隘路に入ってしまったことにより、発生したものです。

また、令和6年12月9日(月)午後2時00分ごろ、北海道富良野市の国道において、乗客33名、運転者1名を乗せた貸切バスの左後輪タイヤ2本が脱落する事故が発生しました。

事故原因は調査中ですが、自社において実施したスタッドレスタイヤへの交換作業時にトルクレンチを使用していないこと、一定距離走行後の増し締めを行っていないこと等、不適切な作業が原因であった可能性が考えられます。

年末年始の多客期及び降雪期を迎えるに当たり、下記について、会員事業者にも周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願い致します。

#### 記

- (1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。
- (2) 運行経路の気象情報及び道路規制情報を踏まえ、輸送の安全を確保するための運行可否の決定や運行経路の変更を行うこと。
- (3) スタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行等、冬道走行への備えを万全にすること。
- (4) タイヤの脱落を防止するため、スタッドレスタイヤへ交換する際には、適切な脱着作業及び保守管理を確実にすること。

- (5) 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。
- (6) 令和6年10月1日付け「令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画（自動車交通関係）」に基づき、安全総点検を実施すること。
- 

- (5) フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。  
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～  
(配信日：R6.11.15)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000675.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000675.html)

○ 特別重要調査対象事故

- ・大型貸切バスの横転事故

(令和4年10月13日発生 静岡県駿東郡小山町)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

---

- (6) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。  
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～  
(配信日：R6.11.1)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000670.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000670.html)

○ 重要調査対象事故

- ・中型トラックの追突事故

(令和3年10月18日発生 山形県東根市)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

---

(7) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R6. 10. 4)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化の推進や、車輪脱落事故防止対策品普及促進のための実証調査を実施します。

【国土交通省プレスリリース】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000327.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000327.html)

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

[https://youtu.be/Szz2ZF7Gd\\_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c](https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c)

---

(8) (通達発出) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

(配信日：R6. 9. 27)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。

(R6. 9. 19 改正、R6. 10. 1 施行)

「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）において、悪質なトラック事業者に対し、強力かつ重点的に改善を促す観点から、監査を強力に実施する、とされたところです。

また、飲酒運転事故件数についても、下げ止まり傾向にあり、根絶に向けた取り組みの強化が必要です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック・バス・タクシー）



よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

\* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> ）

#### 【参考】

\* 物流・自動車局ホームページ

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

（ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/hotline.html> ）

・ フリーダイヤル 0120-744-960（年中無休・24時間）

（オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30）

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

